

# 三中だより

令和2年度 9月号



令和2年9月17日発行  
荒川区立第三中学校  
(学校通信 No. 7)  
校長 小柴 憲一

## 風水害に対する対応 ～情報を把握し、自らの判断で避難行動をとる～

平成30年7月の豪雨では、西日本を中心に、河川の氾濫や洪水、土砂災害などの被害が発生しました、その際、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が活用できない状況にありました。

これを踏まえ、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援できるよう、内閣府は、「住民は自らの命は自らが守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる」との方針のもと、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改正しました。

主な改正点として3点だけご紹介します。

1 災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化しました。

(1)【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全員避難とし、避難のタイミングを明確化しました。

- ① 避難準備・高齢者等避難開始は警戒レベル3として発令し、高齢者等の避難を促すこととしています。
- ② 避難勧告は警戒レベル4として発令し、全員に避難を促すこととしています。
- ③ 避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとし、避難勧告と同じ警戒レベル4として発令し、全員の避難を促すこととしています。

(2)【警戒レベル5】災害発生情報とし、命を守る最善の行動を促すこととしました。

- ① 災害が実際に発生しているとの情報は、命を守る行動のために極めて有効であることから、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で【警戒レベル5】災害発生情報として発令し、災害の発生を伝え、住民に命を守る最善の行動を求めることとしました。
- 2 避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することとしました。
- 3 様々な防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を支援することとしました。

さて、避難勧告等は気象庁ではなく、各市町村が発令し住民に伝達するものです。そこで、各市町村が住民に避難勧告等を伝達する際、端的で内容が明確で分かりやすくなるように、以下のような伝達文の例も示しました。

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

また、防災気象情報には様々な種類があり、「どの種類の防災気象情報が、どの段階になったら、どのような避難行動をとるのか」の判断を、市町村だけでなく住民も主体的に判断できるよう、次の表のような5段階の警戒レベルに区分しました。

＜気象庁発表の防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベル＞

情報	とるべき行動	警戒レベル
・大雨特別警報 △氾濫発生情報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっている。命を守るための最善の行動をとる。	警戒レベル 5相当
◎土砂災害警戒情報 ★危険度分布「非常に危険」(薄紫) △氾濫危険情報 ・高潮特別警報 (・高潮警報)	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。	警戒レベル 4相当
・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ★危険度分布「警戒」(赤) △氾濫警戒情報 ・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等は自ら避難の判断をする。	警戒レベル 3相当
★危険度分布「注意」(黄色) △氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル 2相当
・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル 2
□早期注意情報(警報級の可能性) 注:大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル 1

一番左の列を見るとお分かりのとおり、防災気象情報はたくさんありますが、さらに、この中で「★」印をつけた危険度分布には「土砂災害」「浸水害」「洪水」の3種類があります。気象庁ホームページ内ですぐに見つけることができますが、例えば「浸水害の危険度分布」だとすると、浸水害が迫っている危険度に応じて地図に色分けしてあります。自分の地域が「赤」になっていたら、避難準備・高齢者等避難開始が発令する、もしくは発令されていると判断することができます。

また、「△」印をつけた氾濫警戒情報は、気象庁ホームページ内の「指定河川洪水予報」の中で見るすることができます。

今月、6・7日に九州地方・四国地方・中国地方を中心に被害をもたらした台風10号のとき、こまめに気象庁ホームページを閲覧しておりましたが、テレビで報道される内容は、危険度の色分けと一致しているとともに、位置も分かりやすいことを確認いたしました。

保護者の皆様におかれましては、正しい情報を入手して正しい判断をし、適切な避難行動をとっていただきたく存じます。また、昨年度に続き、今年度の1年生にも「東京マイ・タイムライン」を配布し、ご家庭でも、「どの時点で・だれが・何をする」について話し合いをしていただいたかと思いますが、いざというときに有効にご活用ください。

なお、お子さんが在学中の場合は、荒川区教育委員会と協議しながら、防災気象情報を分析するとともに、本校防災計画(風水害編)に基づき確実に安全を確保します。具体的には、台風が最接近する前の地区別集団引率下校、台風が過ぎるまで学校で保護したうえで、通過後安全が確認された段階で地区別集団引率下校などの措置をとります。しかし、予想を上回る風雨があたり、学校で保護しているうちに周囲の状況が急激に悪化したりなどして、荒川区が警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した場合は、荒川区教育委員会では「保護者引渡し」を

することとなっておりますので、保護者の皆様に情報配信メールを送信したり、本校ホームページでお知らせしたりします。本校の防災計画(震災編)(風水害編)は、本校ホームページで公開しておりますので、お時間のある時にご覧ください。

また、7月にお知らせいたしました、防災気象情報と臨時休業等の判断の目安について、改めて再掲しておきます。この判断基準は、小中学校共通ですので、午前6時の気象庁発表の防災気象情報を見てから、午前11時の防災気象情報も見なければならないなどの場合は、小学校に在学している姉妹・兄弟がいるご家庭では、中学生のお子さんが面倒を見てあげられるように自覚をもたせてあげておいてください。

午前6時の荒川区の警報等の状況		授業形態	対応	給食	
1	特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、 暴風、暴風雪、大雪	臨時休業	情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。	なし
2	警報	洪水警報	臨時休業	事前に避難方法を各家庭で決め、状況に応じた行動をとる。	なし
3	警報	暴風警報 暴風雪警報	午前休業	午後の授業実施については、午前11時の気象情報により午後の授業の実施を判断する。	なし

午前11時の荒川区の警報の状況		授業形態
1	暴風警報 暴風雪警報が継続	臨時休業
2	暴風警報 暴風雪警報の解除	5校時より授業

### 1年生 おもしろ探求授業 「ものづくりが未来を創る」

9月4日(金)、2時間目から6時間目にかけて、1年生が1クラスずつ理科室でおもしろ探究授業を受けました。講師は、東芝未来科学館イベント・企画担当の五十嵐様・長井様・中西様3名で、内容は「電気のものづくり」と題して、電気はどのようにして作るか、作り方にはどのような方法があるか、未来に向けての課題は何かなどについて、演習も交えて生徒参加型の授業を行っていただきました。「電気を作る」については、2年生になったら学習する電磁誘導について触れ、事前にコイルを作ってきていただき、生徒たちはそれを振りながら発電される瞬間を体験したり、一人一つずつ渡されたモーターを分解して中の仕組みを観察したりしていました。



発電には、火力・水力・原子力等様々ありますが、最後に講師の方からは、「原油・天然ガスなどの資源はあと50年しかもたない。君たちの子どもたちのためにも、君たちの世代が新たな手段を考えなければならない。」との話がありました。現在、日中に発電された電力を蓄える方法を研究しているようですが、今の方

法では、翌日に役立つほどの電力は蓄えられないそうです。毎日、当たり前のように使っている電気が、当たり前のように使えなくなる未来はそう遠くはないんだなど実感しました。そして、講師の方がおっしゃっていたように、まさにそれを解決していくのが、今の中学生を含む若者たちであり、彼らの研究・開発(ものづくり)に期待するしかありません。



ただし、我が国だけの問題ではない、地球規模の問題の解決を図るためには、様々な文化、伝統、社会状況、思想・信条を背景とした人々と同じ目的意識をもって取り組んでいく必要があります。よく言われるグローバルな視点・捉え方をしなければなりません。その上で、それぞれの知識・技術、創造力を結集して、すべての人類にとって、より明るい未来が創造されていってほしいと思います。

### 都立産業技術高等専門学校の特別推薦制度 現在の中学校2年生から適用

都立産業技術高等専門学校は荒川キャンパスのほか品川キャンパスがあります。

このたび、荒川キャンパス・品川キャンパスそれぞれが、荒川区・品川区教育委員会と特別推薦入試に関する協定を締結しました。そして、荒川区立中学校10校は荒川キャンパスの指定校となります。

結局、何が変わるかを端的に申し上げると、今までも実施していた推薦入試の日に、荒川区立中学校に在籍する選ばれた2名は、一般の推薦ではなく、特別推薦として受けることができるということです。

現在中学校2年生の生徒・保護者対象の説明会は9月20日(日)に都立産業技術高等専門学校で開催されますので、そこで説明される内容が最も正確だと思いますが、8月下旬に都立産業技術高等専門学校から荒川区立中学長会に対して説明のあった内容から、今後のスケジュールに合わせて要点だけを紹介します。

年月	事項	内容	学年
令和2年9月	特別推薦入試説明会	9月20日に特別推薦入学の概要説明	中2
令和2年1月	各中学校で参加者決定 ⇒決定した生徒は以下のスクーリング・体験入学に参加	・基本的な生活習慣が確立している ・「ものづくり」に高い志がある ・2学期の数学、理科、技術・家庭の評定合計が一定基準以上 ・各中学校2名以内	中2
令和2年3月	数日間のスクーリングの実施		中2
令和2年7月	1日の体験入学実施		中3
令和3年1月	荒川区としての特別推薦者2名の決定 ⇒特別推薦者に選ばれなくても一般の推薦を受けることは可能	スクーリングの状況、中学校における評価・評定、体験入学への参加	中3
令和3年1月	特別推薦入試実施		中3

今の2年生は、今度の2学期の数学、理科、技術・家庭の評価・評定が、1校2名枠の基準の一つになります。「ものづくり」や都立産業技術高等専門学校に興味・関心がある生徒及び保護者の皆様は、9月20日(日)の説明会に参加してみてください。